

財務省告示第三百六十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十八年度の初日から平成十八年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十八年九月二十九日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十八年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	二六トン
三	トン
四	一一、一一九トン
五	六六三トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
二三四トン	四六四トン	五、七 トン	四八、 四四トン	一七、 六九四トン	二 トン	二九二、 六一六トン	五八四、 二七七トン	二、 三七三、四 二トン	三七、 九八四トン	一、 四六六トン	一、 八七トン	一四、 二九五トン	・ 三トン	トン	五トン

二九	六五トン
二八	トン
二七	四、八八九トン
二六	一、三三トン
二五	トン
二四	一、一トン
二三	一、七八九トン
三三	一八トン
二二	一六、五二七トン